施策番号【30】『みはら元気創造プラン』施策概要

1 現状・課題
(1)「障害者総合支援法」の理念に基づき、障害の有無に関わらず、どこで誰とどのように生活するかについての選択の機会や社会参加の機会が確保される共生社会の実現が求められています。
(2)施設入所から地域生活への移行を進めるため、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めるとともに、居住系サービスや公営住宅等の住まいの場の確保が必要です。
「障害者雇用促進法」の改正や国の指針が示される中、障害のある人の雇用が不十分な状況や、発達に障害等(3)をもち社会に適応できない人の相談が増えている状況などから、市民や企業などに対して障害や障害のある人への理解を深める啓発が必要です。
(4)障害福祉施設等への官公需による受注機会の拡大に努め、施設利用者の工賃アップや就労体験の機会を提供することにより、一般就労への意欲を持つ支援の強化が必要です。

(5)

2 基本方針

(1)「障害者総合支援法」に基づき、通所系、訪問系、居住系などの様々な障害福祉サービスの提供体制を整備します。
(2)市民や企業に対して、障害や障害のある人に対する理解が深まるよう、情報提供や啓発活動を進めます。
(3)就労体験事業の拡充により、障害のある人の一般就労を支援します。
(4)官公需の拡大、一般企業等への啓発により、福祉事業所の受注機会の拡大に努め、工賃アップを図ります。
(5)

3 達成度を測る指標				4 予算事業の状況	
指標名	初期値	現状値	目標値 (H31年度)	予算事業名(予算額上位15件)	H29当初予算 (千円)
施設入所から地域生活への移行者数	0.1			障害者自立支援事業費	2, 144, 569
(累計)	2人 (H25年度)	10人	18人	障害者援護事業費	453, 755
(1)	(1125平反)	(H28年度)	16人	地域生活支援事業費	155, 517
				障害者福祉一般事務費	3, 293
福祉施設から一般就労への移行者数	01.1			地域自立支援事業費	231
(2)	21人 (H25年度)	25人	46人		
(2)	(1125平反)	(H28年度)	40人		
(3)					
(4)					
(5)				施策合計 (百万円)	2, 757. 4

5 最近の動向 等

<障害者総合支援法>

~参考:**厚生労働省HPより**~

- ・従前の「障害者自立支援法」では、目的規定において「自立」と表現していた代わりに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害福祉サービスよる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなりました。
- ・障害者の範囲が見直され,従前は身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む)に限定されていましたが、 障害者総合支援法では一定の難病の患者が対象として加えられました。
- ・従前の「障害程度区分」が知的障害、発達障害、精神障害の状態を適切に反映していないとの指摘を踏まえ、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして「障害支援区分」へと改正されました。
- ・法律の目的に、地域生活支援事業による支援を行うことが明記されたことを受けて、市区町村及び都道府県が行う地域生 活支援事業の必須事業に新たな事業が追加されました。

<障害者差別解消法>

- ・障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。
- ・社会的障壁の除去するため、事業者や自治体等は、「合理的な配慮」がされなければならない、とされました。

市民判定者用説明シート

事業名:障害者就労体験事業



Q1 この仕事は、誰のために、何をするのですか?

この仕事は、障害のある人が、就職に対する不安を減らし、就職の意 欲を高める目的で、市内の企業の協力を得て、企業で実際に仕事を体験 するものです。

市内の企業に、毎年、事業に協力していただけるかアンケートを行い、 障害のある人が実際に企業で仕事の体験をすることについて、受け入れて いただけるよう協力をお願いしています。





Q2 この仕事に、私たちの税金がどのように使われていますか?

平成 28 度に、この仕事にかかった費用は次のとおりです。

事業に協力いただいた企業への謝金(1企業あたり1万円)15企業 150千円

担当職員は、市内の企業にアンケートを行い、その結果を受けて企業に事業の説明をします。そして、仕事の体験を希望される方は、障害者支援事業所に依頼し、企業や市役所と日程の調整をします。





Q3 この仕事が行われることによるメリットは?

三原市内企業の障害者雇用率は、平成28年6月1日現在で1.94% と、民間企業の法定雇用率2.0%を下回っています。また、この雇用率 を達成している企業は、市内企業全体の52.6%です。

障害のある人が障害のない人と同じように、その能力と適性に応じた 仕事に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会を目指 すために、この仕事に取り組んでいます。







この仕事は、平成19年度から始まっています。

平成 23 年度から、障害者の就労支援等に積極的に取り組んでいる 市内NPO法人に「障害者事業所連携強化コーディネート事業」を委託 し、この委託事業の一部として市内企業との連携を強化しています。

平成 28 年度は、14 人が就労体験事業で仕事の体験をして、うち2人が実際に企業に就職しました。



	事業シート(概要説明書)																	
	予:	算事業名	障害者	障害者就労体験事業 事業開始年度 平成19年							19年	度						
7	上位)	施策事業名	4 – 3	4-3-2 障害者福祉の充実 担当局・部名 保健福祉部							部							
	根	処法令等	三原市障害者就労支援事業実施要領 担当課・係名 社会福祉課 障害者福祉(
	事	務区分	☑自治	☑自治事務 □法定受託事務 作成責任者 中岡														
	実	施の背景	三原市の障害者雇用状況は、平成28年6月1日現在1.94%であり、法定雇用率(民間企業)の2.0%を下回っている。そのため、障害者の就労を促進し、また企業の障害に対する理解を促し障害者雇用の拡大を図る必要がある。															
		目 的 [のために)	 就労を希望する障害者に対し、就職に対する不安の軽減を図ることで、就職意欲の向上を目 指すことを目的とする。								こを目							
	(誰	対 象 ・何を対象に)	障害者	香の う	うち,就	労継組	続支援	事業	禁所に通う	折して	いる者	Í	文	対象者数 350	な(全住		対する 0.4	割合) / %)
			☑直接	美実別	包													
		実施方法	口業務	务委言	モ 又は	口指定	定管理	. (委託先又	ま指定管	管理者:)
		大心力 从	□補助	力金	[直接・	間接〕	(補	助先	; :		ᢖ	ミ施主	:体:)	
			口貸付	†([貸付先:					コその)	
車			陪宝士	<u>د ۸</u> =	± 1 24.4:	<u> </u>		`# +		事業内		-1- 7 ·	7	<u> </u>	수 나라 우수	生公加	<u> </u>	- / ⋈
事業概要				障害者の就労支援の充足と促進を図るため, 就職に対する不安の軽減, 就職意欲の向上を図るとともに, 企業の障害に対する理解, 啓発を促し, 一般企業で数日間の就労体験を実施する。														
		事業内容 段、手法など)	アン	・市内企業(約150~200社)に障害者雇用状況や就労体験が受入可能かどうか アンケートを実施(6月)														
				・体験事業の日程等調整・実施(7~3月) ・就労体験事業報告会の開催(3月)														
		関連事業 一目的事業等)		者	事業所に				ネート Iーディ								支援等	Ť
			29	年度	(予算))	28年月	度(決算見記	<u>(</u> み)	27:	年度	(決算	I)	264	年度	(決算	拿)
		事業費合計			150	千円			150	千円			120	千円			90	千円
コスト		事業費内訳 (平成28年度分)			受入企業 /社×15				きを支払う	う。								
	ı	 担当正職員	0.4	人	2, 400	千円	0. 4	人	2, 400	千円	0.4	人	2, 400	千円	0. 4	人	2, 400	千円
		臨時職員等		人		千円		人		千円		人		千円		人		千円
	費一	人件費合計	0.4	人	2, 400	千円	0. 4	人	2, 400	千円	0. 4	人	2, 400	千円	0. 4	人	2, 400	千円
		総事業費			2, 550	千円			2, 550	千円		2	2, 520	千円			2, 490	千円
		国県支出金	国県3	支出:	0 金の内容	千円			0	千円			0	千円				千円
則	掠	地方債				千円				千円				千円				千円
тţ	訳	その他特財	7	1 L d L 1		千円			0	千円	<u> </u>		0	千円				千円
, P	3 D/C	一般財源	ての作	也特!	財の内容 2,550				2, 550	エロ		7	2, 520	エロ			2 400	千円
		財源合計			2, 550 2, 550				2, 550 2, 550				2, 520 2, 520					千円
		77, WY H H I			_,				_, 550		1		-,				_,	

		2	事業シート(概要説明書	‡)			
	予算事業名	障害者就労体験事業	<u> </u>		事	業開始年度 平	成19年度	
		【活動指標名】	(実績値/目標値)	単位	H28年度	H27年度	H26年度	
		就労体験事業所数		社	16/	13/	10/	
事業	活動実績	就労体験受入可能事業	美所数	社	24/	/	/	
事業実績		就労体験者数		人	14/	15/	18/	
1150		就労体験後の一般就労	5	人	2/	2/	1/	
	単位当たりコスト		/					
事	成果目標 ^(指標設定理由等)	・就労体験後の一船 ・福祉施設から一船 (第4期三原市障		☑成29年度末	₹46人			
業成果		【成果指標名】	(実績値/目標値)	単位	H28年度	H27年度	H26年度	
果	成果	福祉施設から一般就	式労への移行者 である	人	18/	21/	15/	
	(目標達成状況)				/	/	/	
					/	/	/	
	事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等) 事業開始時に、市内企業(約150~200社)から受入可能かどうかアンケートを実施しているが、全企業数に対して受入可能数が少ない。 今後は、就職の支援だけでなく、就職後に継続して就労できるような定着支援が必要である。 また、協力企業に対して謝金を支払っているが、今後、謝金だけでなく企業名の公表や感謝状の贈呈など、社会的に評価される仕組みづくりが必要ではないかと思われる。							
・他自治体では、類似の事業は実施されていない (通常は、各障害者支援施設が独自に実施するもの) ・障害者就労体験事業のほか、「障害者事業所連携強化コーディネート事業」を実施 いる。 (年額1,800,000円で市内NPO法人に委託) 受託法人の代表は、作業療法士であり、また以前に県立広島大学で勤務していた経 あることなどから、各関係機関と連携を密にして障害者一人ひとりの特性に合った就 援ができる。						ていた経験が		
	特記事項							

平成29年度 三原市障害者就労体験事業実施要領

(趣旨)

第1条 障害者の就労支援の充足と促進を図るため、就職に対する不安の軽減、就職意 欲の向上を図るとともに、企業の障害に対する理解、啓発を促し、障害者雇用を促進 するために、障害者就労体験事業(以下「体験事業」という)を実施する。

(障害者就労体験事業運営会議)

- 第2条 体験事業の円滑な運用を図るため、障害者就労体験事業運営会議(以下運営会議という)を設置する。その構成は次のとおりとする。
 - (1) 地域自立支援協議会就労支援専門部会
 - (2) 福祉事業所: 就労継続支援事業所, 地域活動支援センター
 - (3) 障害者就業・生活支援センター
 - (4) 委託障害者相談支援事業所
 - (5) 三原公共職業安定所, 三原市
- 2 運営会議の事務局は社会福祉課に置く。

(対象者)

- **第3条** 対象者は次の各号いずれかに該当し、体験事業を希望する者のなかから、運営 会議が決定する。
 - (1) 三原市内にある就労継続支援事業所等へ通所している者。
 - (2) 相談支援事業所及び地域活動支援センター並びに障害者就業・生活センター等を利用している者。

(実施方法)

- **第4条** 前条に定める対象者が利用している福祉事業所等の職員は、利用希望者と面接 して希望調査を実施する。
- 2 受け入れ企業への広報、依頼を行う。
- 3 参加団体で情報の共有を図り、各機関との連携を取り合い支援する。
- 4 就労体験期間中、対象者が所属する施設職員が企業へ同伴し支援する。
- 5 就労体験期間中の賃金は発生せず、受け入れ企業に対しては謝金を支給する。
- 6 就労体験期間中の保険については、対象者が所属する施設の保険を適用する。
- 7 実施期間は、平成29年7月から翌年3月までとし、数日程度体験する。ただし、 受け入れ企業の体制等を配慮し柔軟に対応するものとする。

(受け入れ企業の開拓)

第5条 運営会議の構成する者は、受け入れ企業の開拓のため、市内企業に協力を求めることとする。

(体験者募集)

- **第6条** 事業の実施にあたっては、事業に関する情報を市内の就労支援事業所等に公開し、体験者を募ることとする。
- 2 体験を希望する者は、その利用している福祉事業所等と協議・検討したうえで、就 労体験の申し込みを行なう。

(謝金)

- **第7条** この事業については、予算の範囲内で次に掲げる謝金を支出することができることとする。
 - (1) 受け入れ企業謝金
 - (2) 体験者謝金
 - (3) 体験事業協力員謝金
- 2 前項で定める謝金の金額は、次のとおりとする。
 - (1) 受け入れ企業謝金は、受け入れ者数、受け入れ期間に関わらず、1企業につき 10,000円とする。ただし、受け入れ企業が謝金を辞退した場合は支出しない ものとする。
 - (2) 体験者謝金は、年度末に実施する就労体験事業研修会において、体験者発表を行った体験者について、1人あたり3、000円を支給するものとする。
 - (3) 体験事業協力員謝金は、所属事業所の職員が就労体験時に同伴することにより、 当該事業所の運営に支障をきたすため、当該事業所が体験事業協力員を確保する場合、就労体験の実施延べ日数に1日を加算した日数を上限に、1日1人あたり 7,100円(源泉徴収前)を支給することができるものとする。ただし、半日の 場合は当該金額の半額とする。

(体験者賃金)

第8条 就労体験事業は訓練や雇用形態を確保するものではなく,一般企業の就職に対する不安の軽減,就職意欲の向上を図ることを目的に数日間就労を体験するものであるため,体験者本人に対する賃金は生じないものとする。

(その他)

第9条 その他この要領に定めのないものは、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

企業の皆さまへ アンケートご協力のお願い

企業の皆さまにおかれましては、日頃より障害者雇用へのご理解ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

三原市では、身体・知的・精神に障害のある方の就労支援として、就職に対する不安の 軽減、就職意欲の向上をはかることを目的に、「就労体験事業」を継続して実施いたします。 昨年度に引き続き、障害者の就労について、企業の皆さまの現状やご意見を頂きたく、 アンケートを実施させていただきます。

業務ご多忙の折り誠に恐縮ですが、ご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

(次の事項に対して、あてはまるものに○をして下さい。)

1)	害者(の雇用	につ	いて

- 雇用している・したことがある。
- ・将来的には雇用も考えている。
- ・雇用することが難しい。

・雇用は考えていない。

2) 障害者の就労体験について

- ・就労体験の受け入れ先として協力できる。(体験可能な作業:
- ・将来的には協力したい。

協力することは難しい。

3) 職場見学について(就労体験のご協力が困難な場合)

- ・障害者の職場見学は協力できる。・障害者施設職員の職場見学は協力できる。
- ・職場見学について協力することは難しい。

貴社の企業名をご記入の上, 平成 29 年 6 月 30 日 (金) までに三原市社会福祉課に FAX (**0848-64-2130**) をお願いいたします。

貴社名:	ご担当者様:
TEL:	F A X :

ご協力ありがとうございました。

主 催:三原市

協力団体:三原市地域自立支援協議会

(三原公共職業安定所,三原市内の障害者就労等支援施設など)

事 務 局:三原市社会福祉課 Tm 0848-67-6060 (担当:中岡、吉永)

※ご回答いただきました企業様には、必要に応じて、三原市及び協力団体より連絡を入れ させていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。

就労体験みはら2017

~ご協力お願いします~

[趣旨]

障害者の就労支援の充足と促進を図るため、就職に対する不安の軽減、就職意欲の向上をはかることを目的に、「就労体験みはら2017」では、地域の企業で数日間就労体験を行い、働くことについて考える場を提供します。

体験する場として、企業様のご協力が必要です。

趣旨をご理解の上、就労体験する場としてこの事業へのご協力をお願いします。

[事業の概要]

三原市内にある作業所,施設等を利用している方々が,施設のスタッフと一緒に,一般企業で数日間の就労体験を行うものです。三原市が主催し,市内の福祉施設,ハローワーク等が一般企業と連携して行います。平成 28 年度は延 23 名が 12 企業で体験しました。

[方 法]

●参画施設

【就労継続支援事業所】あゆみ作業所・スマイル小泉・スワンベーカリー三原店・創造・チューリップ・ピッコロ・広島聖光学園・みのり作業所・三原きぼう作業所・もりの輝舎・やっさ工房・わいわい工房・とよの郷・ワークハウスさくら草・ピース・アクアファーム・WISH・ひまわりの家・北方の里・定食屋つどい 本町ごはん はらのすけ

【地域活動支援センター】はげみ会作業所・わくわく工房

【就労相談·支援機関】

- ・地域生活支援センター さ・ポート・障害者生活支援センター ドリームキャッチャー
- ・みどりの町障害者就業生活支援センター・ちゃんくす

● 希望調査 (職種・勤務地・時間など)

- 就労体験者の決定
- 協力企業への説明
- 企業と当事者,施設支援者との打ち合せ

就労体験の実施期間(数日程度)

[就労体験について]

- ・体験期間、時間、職場の配置場所などは協力企業と各施設との話し合いにより決めます。
- ・就労体験の期間中は、原則として施設等のスタッフが同伴します。
- ・賃金は発生しません。協力企業には、わずかですが謝金を支払います。
- ・発生した事故についての対物、対人保険は対象者が所属する施設が加入します。

主 催:三原市 協 力:三原市地域自立支援協議会,三原公共職業安定所

参画団体:就労継続支援事業所・地域活動支援センター・就業生活支援センター

事務局:三原市社会福祉課 №0848-67-6060 (担当:中岡, 吉永)

みなさまにご協力いただいた就労体験事業は終了後に毎年体験発表を行っています。体験をした当事者 の皆さまからこんな感想があがりました。

スーパーマー ケットで体験 をした方



私は3日間スーパーで昼の1時から5時まで就労体験をしました。古い商品を全部出して新しい商品を奥に入れる作業、賞味期限がきれていないか確認する作業をしました。初めは、商品を奥に入れる作業が難しく、店員さんは大変なんだぁと思いましたが、最後の3日目は、1日目と2日目より慣れてきました。その時に店員さんに「早く出来るようになったね。」と褒められたので、とても嬉しかったです。私は、3日間の就労体験を通して、元気で挨拶をする事を学びました。楽しかったことは、店員さんと一緒に話ができた事と一緒に作業ができたことです。将来介護の仕事かスーパーでしたような仕事をしてみたいと思います。これからも、笑顔で積極的になんでも頑張りたいです。

私は以前から体験してみたいと考えていた介護に関係した仕事がありましたので希望しました。8時30分から、12時まで働き、朝礼から参加しました。すなみ荘におられる方と、最初に歌を歌ったり楽器を使って演奏したりして午前中を楽しく過ごせました。

また、食事の時に一口サイズに切って食べる方もいれば、離乳食を食べられる方もおられました。途中、食事介入を行いましたがとても難しかったです。

介護施設で体験を した方



リサイクル会社で 体験をした方



私は、リサイクル会社で 8 時 30 分から 12 時までパッカー車に乗って、伝票に書いてあるルートに沿ってダンボール箱・生ゴミ・アルミ缶などたくさんのゴミを取る仕事を体験しました。一緒に作業をして下さった方も丁寧に教えて下さり、車の中で色々な話しをして盛り上がりました。私は、人の前で発表するのに緊張しましたが、作業員の皆さんの挨拶と丁寧な言葉使いを学んで、ちゃんと大きな声で挨拶が出来るように頑張ろうと思いました。また、一生懸命がんばった自分を褒めたいです。就労体験をしていく中で私もいつかはちゃんと仕事が出来て皆と仲良くしていけるようにしたいです。私は小さい時から絵を描くのが好きだったので将来の夢は、世界中の子供たちに私の絵の展示会をして作品を見て凄いねと言われるのが私の夢です。その夢と希望が叶うように頑張って仕事をしていきたいと思います。

それぞれの夢や目標に向かって がんばっています。 ぜひ!応援してください!

市民判定者用説明シート

事業名:障害者優待乗車証・優待乗船券交付事業



Q1 この仕事は、誰のために、何をするのですか?

この仕事は、障害のある人の外出を支援するため、障害者手帳を所持している人に対してバスの乗車券又は乗船券を交付するものです。

具体的には、介護者が必要な(第一種)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に、三原市内を運行する路線バス又は鷺浦町に就航する船が無料になる優待乗車券又は優待乗船券を交付します。





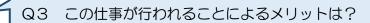
Q2 この仕事に、私たちの税金がどのように使われていますか?

平成28度に、この仕事にかかった費用は次のとおりです。

- ・バスの優待乗車券 15,867,993円(交付者数 2,148人)
- ・航路の優待乗船券 2,643,970 円(交付者数 50人)合計 18,511,963 円

担当職員は、対象者に優待乗車券及び優待乗船券を交付し、利用実績等により各バス会社及び船会社に代金を支払っています。







三原市障害者プランでは、国の基本方針に基づき、施設入所者が地域で生活できるような支援を行うことを目標としています。

こうした目標を達成するため、優待乗車券や優待乗船券を交付することにより、障害のある人の外出や安定した生活を支援し、社会参加を促す効果があります。



Q4 この仕事はいつから始まり、また、見直しなどを行いましたか?



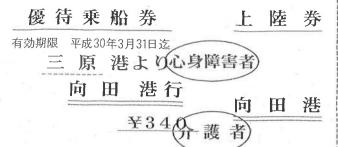
この仕事は、昭和59年度から始まっています。これまでに見直しを 行ったことはありませんが、交通手段の多様化や市町の合併により市域 が広がったことなどから、バスや船だけではなくタクシーの利用にも優 待乗車券を導入してほしい、などの要望があります。

この制度は、市町が独自に行っており、それぞれの市町の公共交通事情に応じた制度となっています。



						事訓	美シ-	- [卜(概要	東説明	書)							
	予:	算事業名	障害者	障害者優待乗車証・優待乗船券交付事業 事業開始年度 昭和59年度							ZH.							
-	上位	施策事業名	4-3-2 障害者福祉の充実 担当局・部名 保健福祉部								ß							
	根	処法令等	三原市	三原市敬老優待乗車証及び障害者優待乗車証交付規則 三原市障害者優待乗船券交付要綱 三原市敬老優待乗船券及び障害者優待乗船券等交付規則 担当課・係名 障害者福祉係														
	事	務区分	☑自治	1自治事務 □法定受託事務 作成責任者 中岡														
	実	施の背景	【バス】障害者手帳を有する人の福祉を増進するため、無料で乗車できる乗車証を交付するもの(三原市内を運行する路線バスに限る) 【 船 】三原市鷺浦町に居住する障害者の福祉を増進するため、障害者手帳を有する者に対し優待乗船券を交付するもの															
		ヨ 的 (のために)	障害者の外出を支援し、社会参加を促すため															
	(誰	対 象 :・何を対象に)	療育手	手帳(の交付を	受けて	ている	人	せけている 受けてし				×	対象者数 	8 人	Rに対す (2		引合) %)
			口直接			31111 77 1	及び又	ב ניו	. XI) C	, · @ /\				,	111	1, -		,,
					託 又は	口指:			(委託先又)	+ 华宁等)	
		実施方法				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			要能だる : バス:			+ =		<u></u> 休·)	
					<u> </u>		(THI	19371		コその				<u> </u>)		
			山貝「	י ני.	貝りル・					事業内						,		
事業概要	(手	事業内容 段、手法など) 関連事業	平原【 船(要組	【バス】障害者バス無料補填金事業 13,139千円 (平成31年3月31日まで有効な「三原市優待乗車証」を交付している。) 【 船 】障害者優待乗船券事業 3,369千円 (要綱に定める枚数の乗船券を交付している。) ※向田港〜三原港 64枚,小佐木港〜三原港 109枚,鷺港〜三原港 118枚														
		一目的事業等)	-		実施して		1									- 3,7 - 0	٠.١٦	>1
			29	年度	き(予算 10.500		28年月	变 (決算見込		274		110 10	(決算) 26年度(決算)				
コスト	事業	事業費合計 事業費内訳 (平成28年度分)	【バフ	ス】 □	中国バス	へて、 行	千円	芸	18,512 込払をする 陽バス13 ルト汽船	る。 8, 753=	 千円 : 円 =	—— 鞆鉄	5, 377 道480 事陸運	千円	千円	10,	o 19	千円
	人	担当正職員	0. 05	人	300	千円	0. 05	人	300	千円	0.05	人	300	千円	0. 05	人	300	千円
	件 費一	臨時職員等		人		千円		人		千円		人		千円		人		千円
	\vdash	人件費合計	0. 05	人		千円	0. 05	人		千円	0. 05	النا		千円	0. 05			千円
		総事業費	, 122					16, 8	819	千円								
国県支出金 0 千円 0 千円 国県支出金の内容 0 千円								0	千円				千円					
		业士生	国県	文出					0	7 M	I			7 m	1			→ m
具	才源	地方债				千円				千円				千円 千円				千円
 	引訳	その他特財	ス の	Hh 性±	∪ 財の内?				U	十门			U	一一门				千円
		一般財源	ָרָט)	151寸	<u> 16, 808</u>				18, 812	千円		1	5, 677	千円		16	819	千円
		財源合計			16, 808				18, 812	_			5, 677				_	千円

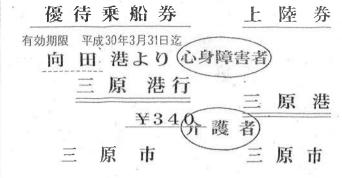
		事業シート(概要	说明書	:)				
	予算事業名	障害者優待乗車証・優待乗船券交付事業			業開始年度 昭	日 日和59年度		
		【活動指標名】(実績値/目標値)	単位	H28年度	H27年度	H26年度		
		乗車券配布者数	人	2,148/	1,990/	1,927/		
事	活動実績	乗船券配布者	人	50/	48/	52/		
事業実績				/	/	/		
1150				/	/	/		
	単位当たりコスト							
事	成果目標 (指標設定理由等)	障害者の外出を支援し、社会参加を促す						
事業成果		【成果指標名】(実績値/目標値)	単位	H28年度	H27年度	H26年度		
果	成果	乗船券利用率	%	93.6%	98.9%	99.3%		
	(目標達成状況)	(乗車券利用率は把握していない)		/	/	/		
				/	/	/		
_	・バスではなく、タクシーの助成を行っている他市町があるため、選択肢を増やす意味でタクシー券を検討する必要があるのではないか。 ・手帳所持者は乗車証が無くても半額でバスが利用できるので、今後の事業のあり方を検討する必要があるのではないか。 ・高齢者を対象として実施している同様の事業では、100円の自己負担を求めている。当該事業は自己負担を求めていないため、バスの優待乗車証の有効期限である平成31年3月末までに自己負担の検討を行う必要があるのではないか。 ・バス会社への支払額の算定方法として、利用状況を年2回調査し、その実績に基づき支払額を確定している。							
	比較参考値 (他自治体での類 似事業の例など) ・バス乗車券,乗船券の交付以外にタクシー券の交付を行っている。 (尾道市(一部地域),福山市,竹原市,東広島市,三次市,庄原市など)							
	特記事項							

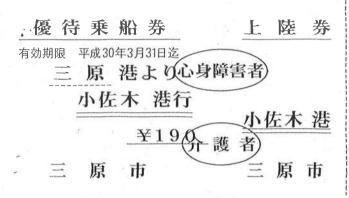


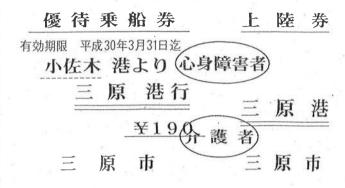
原

市

原市









障害者(介護人付) **三原市優待乗車証**



その他 障害者の移動支援の確保についての市町取り組み

市町	取り組み内容
庄原市	福祉タクシー券 ・一枚300円の福祉タクシー券の交付(年間72枚、年度中途の手帳取得・転入は枚数減) ・対象者 身体障害者手帳1~4級、療育手帳OA~OB、精神障害者保健福祉手帳1~2級所持者
熊野町	タクシー券(別紙2)
江田島市	ない
三原市	三原市内のバスの無料乗車券交付,鷺(島)についてはフェーリー回数券交付。 対象者:身体1種,療育,精神,その他市長が必要と認める場合
神石高原町	神石高原町障害福祉移動支援強化事業・・・地域生活支援事業の個人負担額部分を助成
	ふれあいタクシー事業・・・1乗車600円以下で利用できる制度。600円を超える料金は町が負担。(※ただし、行先は町内に限る)
	町外医療機関通院者支援制度・・・町外へのタクシー利用につき、町が5,000円を上限として 半額を助成します。
安芸高田市	・安芸高田市重度障害者外出支援サービス(タクシー利用助成)事業 タクシーチケットの発行
	安芸高田市障害者等交通費補助金支給事業 通院時の交通費補助
呉市	障害者の移動手段の確保という目的だけに特化した制度はありません。
	障害のある人やその家族の安定した生活を支援するため, いきいきパスや福祉タクシー乗車券 という助成制度があります。
福山市	福山市では、要件を満たす人へ、タクシー券の発行をしております。
尾道市	バス券・船券・タクシー券の中からどれか1つを配布(タクシー券は御調・因島のみ)
府中市	特になし
安芸太田町	高齢者、障害者など車いすレベルの方で、公共交通機関に乗車することが出来な方に対して移 送支援を社協に委託して実施している。
三次市	・福祉タクシー等助成券 対象者:身体障害者手帳 1級,2級,3級の一部(体幹,下肢,視覚,腎臓障害) 療育手帳 マルA,A,B 精神障碍者保健福祉手帳 1級,2級 交付内容:年間40枚(一枚500円分) タクシーを利用する場合の乗車料金,乗車して いる車の燃料給油を助成
	·自動車改造費助成 対象者:身体障害者手帳 上肢,下肢,体幹機能障害1~4級 助成額:支給限度額 100,000円
	·自動車運転免許取得費助成 対象者:身体障害者手帳1~4級 助成額:支給限度額 100,000円
	・福祉車両の購入・改造費助成 対象者:身体障害者手帳の交付を受けている人で、車いすやストレッチャーを利用し ないと移動が困難な人または生計を同じにする介護者 助成額:福祉車両購入費用または改造費用の1/2(助成限度額 10万円)
東広島市	・タクシー券の発行 障害者手帳の所持者(級数の制限あり)にタクシー券を発行。※所得制限あり
竹原市	福祉タクシー助成券を対象者へ発行

その他 障害者の移動支援の確保についての市町取り組み

市町	取り組み内容
大竹市	
府中町	・対象者へ福祉タクシー乗車券を交付。 ・従前の重度身体障害者移送支援に相当するサービスを実施。車いす使用者等で一般の交通 手段を利用することが困難な身体障害者を対象に、車いす使用者等が利用できるリフトつき乗 用車をボランティアにより運行する。なお、車両の貸出しも実施している。(委託)
世羅町	 ・タクシー券の発行 対象者:世羅町に居住し、次のいずれかをお持ちの方。 ・身体障害者手帳 1級・2級 ・療育手帳 マルA・A ・精神障碍者保健福祉手帳 1級
	·自動車改造費助成 対象者:身体障害者手帳 上肢,下肢,体幹機能障害1~4級 助成額:支給限度額 100,000円
	・自動車運転免許取得費助成 対象者:身体障害者手帳1〜4級 助成額:支給限度額 100,000円 ・通院助成(要綱のとおり) 重度心身障害者通院助成 腎臓機能障害者通院助成 難病疾患者通院助成